

グンゼ株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：グンゼ株式会社
- (2) 所属部会：関西化学部会第2分科会
業 種：繊維
- (3) 資 本 金：26,071百万円
従 業 員：2,560名
- (4) 営業品目：
 - ① 繊維：肌着，靴下，ミシン糸など
 - ② 機能資材：プラスチックフィルム，エンジニアリングプラスチック，電子部品など
 - ③ 機械類：印刷・食品関連機械，金型など
 - ④ その他：スポーツ施設・温浴施設・ショッピングセンターの運営など
- (5) 沿革及び経営理念

当社は、明治29年8月、何鹿郡（いかるがぐん）（現・京都府綾部市）の地場産業である蚕糸業を振興することを会社設立の趣旨として、創業者・波多野鶴吉によって設立された。社名もこの趣旨を反映させて“郡の方針”を意味する「郡是」と定め、地域社会と共存共栄をめざす会社として郡是製絲株式会社（現・グンゼ株式会社）はスタートした。

当社は、「優良品の提供」「共存共栄」「人間尊重」という創業の精神を経営の理念として、社是の実践を通じて、社会に貢献する企業を目指している。

<社是>

- ・優良品の提供に徹し，社会に貢献する。
- ・誠意をつくし，信頼の輪をひろげる。
- ・若さと創意をいかし，世界の一流をめざす。

- (6) CIマーク

GUNZE

2. 知的財産組織の概要

(1) 組織上の位置及び名称

名称は「法務・知財室」で技術開発部に属する。

社長—技術開発部—法務・知財室

(2) 構成及び人員

法務担当と知財担当に分かれており，知財担当者は11名である。知財担当者の内10名がそれぞれ事業部門を担当し，特許・実用新案・意匠の出願，調査等を行っている。商標については，知財担当者の内1名が全社を担当している。

(3) 沿革

知財組織は，戦前から昭和30年代半ばまでは総務部に属していた。1959年から研究部門，2002年から経営戦略部門，2006年から技術開発部門に属している。

3. わが社の知的財産活動

(1) 出願・権利化

当社の特許出願件数は，100～150件/年程度である。新規出願・権利維持等については，部門別・業種別に開催している知財権戦略会議にて検討し実施している。

当社の主力製品である肌着等については，最近は，その流行性，短サイクル性等のため特許

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

権を取得しても権利活用の効果が低い傾向があるため、意匠権による権利確保にも力を入れている。

また、素材メーカーや大学等との共同出願も増える傾向にある。

(2) 特許情報の活用

全社員が利用可能な特許検索システムを導入しているが、知財担当者の利用が主体となっている。現在、OJTを通じて利用者を少しずつ増やしている状況である。

(3) 他社特許等の侵害防止

「公報検討」と称する他社特許の侵害防止システムを設けている。このシステムでは、キーワード検索の結果を機械的にSDIするのではなく、知財担当者がキーワード検索を行いヒットした特許公報の請求項等に目を通した上で、必要なものを抽出して事業部門へ配信している。事業部門では、配信された特許公報に対する評価を行い、その結果を当室にフィードバックする。知財担当者は、検索精度を上げるため、日頃から研究テーマ・新製品情報の入手に努めている。

また、「RYG文書」と命名した他社権利の侵害防止に関する社内文書を、当室の管掌役員名で事業責任者に対して発信している。

R (レッドカード)

当社製品が、侵害する恐れが強い特許等である。速やかに設計変更、生産中止、ライセンス交渉等を検討すること。

Y (イエローカード)

当社開発品に関連する特許等である。権利を侵害しないように設計等に留意すること。

G (グレーカード)

当社製品・開発品に関連が大きい公開特許公報が発行されている。特許の審査経過等に留意すること。

(4) 知的財産教育

新入社員：入社時に、知的財産権全般・当社保有権利等について概要を理解させ、その後、最初の特許出願の機会等をとらえてOJTを実施している。

管理職：新任管理者への知財権教育を実施している。

研究・開発者：特許検索ツールの紹介・出願依頼書の書き方等の研修を実施している。

企画担当者：肌着等の担当者には、著作権・意匠権・薬事法・不当表示の防止等について研修を実施している。

(5) 報償・表彰制度

報償制度：昭和35年に制定された「職務発明取扱規程」に基づき、出願補償金、登録補償金、実績補償金を支払っている。特許法第35条の改正に伴い、社内規程も見直したところである。

表彰制度：社長より表彰状等を授与される表彰制度も併設している。

(6) 知財関連契約

契約書は法務担当者がチェック等を行っているが、共同出願契約書、秘密保持契約書、共同研究契約書、ソフトウェア契約書、ライセンス契約書等については知財担当者が担当している。

なお、ブランドライセンス契約についてはマーケティング部門と連携をとりながら対応している。

4. 今後の課題

当社の知財活動に関する課題の中で、特に以下の項目について重点的に取り組んでいく。

- ・多角化した事業に対する知財権戦略の再構築
- ・技術立社を支える知財権担当者の育成と確保
- ・幹部に対する知財権研修制度の充実

(原稿受領日 2006年7月21日)